

大台町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します

令和7年10月27日

大台町監査委員 山本晃史
大台町監査委員 岸良隆

1. 監査結果の措置対象

令和6年度定期監査による指摘事項

2. 監査結果報告年月日

令和6年12月25日

3. 監査結果に対する措置通知年月日

令和7年10月27日

4. 指摘事項と措置状況の内容

別紙のとおり

区分		指摘事項	措置の状況
4 監査の結果	(1) 予算の執行について	予算の執行に関しては、支出負担行為の時期を逸している事務処理が散見された。整理する時期は、大台町予算の編成及び執行に関する規則及び大台町会計規則に定められている適切な時期に処理をされたい。支出負担行為は、支出事務の中でも重要なものであり、単なる形式的な手続きとは捉えず、その法意と法益を常に意識し、執り行うよう努められたい。	「予算の編成及び執行に関する規則」「大台町会計規則」「職員用伝票マニュアル」を再確認し、適切な時期に処理を行うよう庁内で周知徹底を図った。
	(2) 勤務実態について（総務課）	ア 時間外 時間外については、総務課で全体を把握して適正管理に努めているが、月71時間以上が3人（実人員2人）見られた。一時的なものと思われるが、事務量の適正配分に努め、過重労働にならないよう十分留意していただきたい。	勤怠管理システムを活用し把握に努め、必要に応じて業務分担の見直しを指示した。あわせて、三重県町村会を通じて県内14町の職種別・部門別に時間外勤務状況を把握し、次期人事異動の参考資料として活用する。
	(3) 契約事務について	入札内申書様式に年月日を記載することについて検討されたい。	入札内申書様式に年月日欄を追加した。
		今回の監査対象とした、委託料については、継続的な業務の随意契約が多いが、安易に随意契約するのではなく、随意契約理由を明確に記載する、金額にもよるが見積書は2者以上徴収する、など契約手順の基本を忘れず事務に当たっていただきたい。	「大台町会計規則」「契約契約事務取扱要領」を再確認し、適正に事務処理を行うよう庁内で周知徹底を図った。
		建設関係の工事について、所管課で対応しているがさらなる技術的見地や多角的見地も必要と考えられるので担当部署が適正か検討すべきでないか。（例えば大台中学校屋上防水等改修工事、真手公園土砂撤去工事など）	必要に応じて、建設上下水道課、又は過去に同種の工事担当経験がある職員に相談するよう庁内で周知徹底を図った。
		工事請負契約の工期変更等について原因となった理由を明確に記載されたい。	変更契約において、工期変更等の理由を明確に記載することを徹底するよう庁内で周知徹底を図った。
		立木補償等の契約にあたっては事前に協議し決裁を仰いだ上で契約を結んでいただきたい。	立木補償等の契約について、事前協議及び所定の決裁を経る手順で契約を結ぶよう庁内で周知徹底を図った。
	(5) 負担金について	事業を十分把握したうえで、起案等の書類には負担内容を明確に記載することに心がけていただきたい。（デジタル田園都市国家構想推進交付金事業負担金、三重広域連携スーパーシティ推進協議会負担金等他課の負担金も同様）	起案文書に負担内容の内訳が分かる資料を添付するよう庁内で周知徹底を図った。
	(6) 資金前途について	全国大会出場補助金として、資金前渡の手続きが行われているが、出場の激励金として交付するものであり補助金が妥当か検討されたい。（教育委員会）	地方自治法施行令第161条に基づき、資金前渡ができる「報償金その他これに類する経費」として執行する取扱いに改めた。あわせて、令和7年度から「大台町全国大会等出場奨励金交付要綱」を制定し、当初予算に「全国大会等出場奨励金」を計上した。
	(7) 備品について	備品管理台帳については、会計規則第156条に規定されているが全庁的に統一されていない。従来の備品台帳で管理されているところが多い。これに関しては、高齢者宅等への緊急通報装置など個々の管理状況を把握する必要があるものもある。従来の備品台帳が必要と考える。そのうえで規定されている現在の台帳を総括表として活用すべきである。なお、備品台帳等に取得価格の欄をもうけることも必要である。	大台町会計規則第156条に基づく備品管理台帳の全庁的な統一運用について、取得価格欄の取扱い（規則改正の要否も含む）も併せて検討を進める。
6 町税の徴収状況	(2) 滞納繰越分	町民税、固定資産税、軽自動車税を合わせた滞納繰越分の調定額は、約35万円増えている。滞納繰越分の中でも固定資産税が6年度79.1%（24,341,975円/30,763,151円）、5年度が76.2%（23,171,148円/30,416,071円）を占めている状況である。税の公平負担の原則から今後も徴収体制を強化するとともに、適切な指導や滞納整理の実施による徴収率の向上に向けて努力されたい。	徴収体制の強化にあっては、電話や窓口において納付指導を行うとともに、催告書の発送などにより滞納税の納付を促している。滞納が累積する滞納者については、三重地方税管理回収機構派遣により徴収ノウハウを培った職員により、必要に応じて預貯金・給与等の調査を行い、差押等の滞納処分を行っている。悪質な滞納者は、三重地方税管理回収機構へ徴収権を移管し、滞納整理を行うなど、徴収率の向上に努める。
7 特別会計	(1) 国民健康保険事業	高額療養費給付金については、国民健康保険団体連合会を通じた処理がなされているが、申請忘れ等ないよう適正に指導されている。また、葬祭費用の一部負担金についても死亡届出時に案内されている。これらの給付金等については、漏れのないように引き続き対応していただきたい。	各種給付制度において、申請や手続き漏れが生じることがないよう各種手続き時における案内などの取り組みを引き続き、適切に行うよう努める。
	(2) 介護保険事業	居宅介護福祉用具購入費負担金について、申請件数が増えている状況である。地域介護予防活動支援事業を社会福祉協議会に委託し、出前介護予防教室が66ヶ所で行われている。引き続き、フレイル対策を推進し介護予防に努めいただきたい。	令和7年度からフレイルのハイリスク状態の分析を行い、その結果を活用し、これまで以上に効果的な保健指導につなげ、糖尿病をはじめとする生活習慣病の早期発見、重症化予防、高齢者の健康寿命の延伸、介護予防に努める。
10 現場監査	三瀬谷ダム湖周辺森林整備事業	整備事業内に民有地が多く含まれており、所有権に係わることから、地権者への説明と今後の利活用など慎重に行う必要がある。	区長と連携のうえ、地権者へ丁寧な説明を実施し、今後の利活用方針を含め、合意形成を慎重に進める。
	字名看板周辺支障木伐採事業	設置された看板が樹木などの成長により、見づらくなっていることから伐採を委託するものであるが、設置当時は見通しの良かったところである。日頃の管理を適正に行うことが望まれる。	字名看板の多くが交通量の多い国道や県道沿いに設置してあることから、枝払い等の作業に伴う通行車両への被害や職員の事故が懸念されるため、安全に配慮しつつ、引き続き委託等により維持管理を行う。